

江の川下流森林計画区

国有林の地域別の森林計画書(案)

計画期間　〔　自　平成22年4月1日
至　平成32年3月31日　〕

近畿中国森林管理局

ま　え　が　き

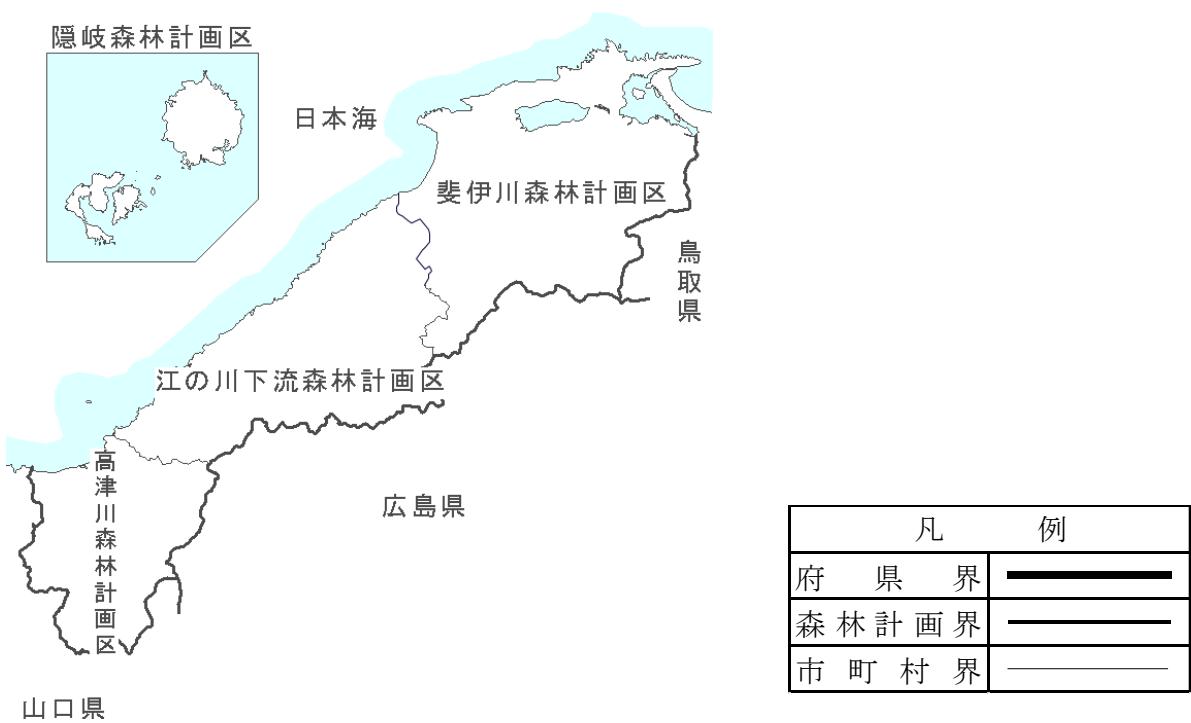
本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、江の川下流森林計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。

この用紙は間伐材を活用しています。

江の川下流森林計画区位置図



島根県



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

| | |
|----------|------|
| 計画課課長 | 山口輝文 |
| 流域管理指導官 | 竹井正治 |
| 課長補佐 | 坪木直文 |
| 経営計画第二係長 | 操谷彰志 |

2 樹立に従事した期間

自 平成21年 4月 1日

至 平成21年12月31日

目 次

| | |
|--|----|
| I 計画の大綱 | 1 |
| 1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け | 1 |
| (1) 自然的条件 | 1 |
| (2) 社会経済的背景 | 2 |
| (3) 森林計画区における国有林の位置付け | 2 |
| 2 計画樹立に当たっての基本的考え方 | 3 |
| II 計画事項 | 5 |
| 1 計画の対象とする森林の区域 | 5 |
| 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 6 |
| (1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 | 6 |
| (2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 | 6 |
| (3) その他必要な事項 | 9 |
| 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項 | 10 |
| (1) 森林の立木竹の伐採に関する事項 | 10 |
| (2) 伐採立木材積 | 12 |
| 4 造林面積その他造林に関する事項 | 12 |
| (1) 造林に関する事項 | 12 |
| (2) 人工造林、天然更新別の造林面積 | 13 |
| 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 | 13 |
| (1) 間伐及び保育に関する事項 | 13 |
| (2) 間伐立木材積 | 14 |
| 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項 | 14 |
| (1) 公益的機能別施業森林の区域 | 14 |
| (2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法 | 15 |
| 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項 | 16 |
| (1) 林道の整備に関する基本的な考え方 | 16 |
| (2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等 | 17 |
| (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在 及びその搬出方法 | 17 |
| (4) その他必要な事項 | 17 |

| | |
|---|----|
| 8 森林施業の合理化に関する事項 | 17 |
| (1) 林業に従事する者の養成及び確保 | 17 |
| (2) 林業機械の導入の促進 | 17 |
| (3) 路網の整備 | 18 |
| (4) 林産物の利用促進のための施設の整備 | 18 |
| (5) その他必要な事項 | 18 |
| 9 森林の土地の保全に関する事項 | 19 |
| (1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区 | 19 |
| (2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分 及びその搬出方法 | 19 |
| (3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 | 19 |
| (4) その他必要な事項 | 20 |
| 10 保安施設に関する事項 | 20 |
| (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 | 20 |
| (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 | 20 |
| (3) 実施すべき治山事業の数量 | 20 |
| (4) その他必要な事項 | 20 |
| 11 その他必要な事項 | 20 |
| (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法 | 20 |
| (2) 森林の保護及び管理 | 22 |
| (3) その他必要な事項 | 23 |
| 別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積 | 24 |
| 別表 2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 | 26 |
| 別表 3 伐採立木材積 | 26 |
| 別表 4 人工造林、天然更新別面積 | 26 |
| 別表 5 公益的機能別施業森林の区域 | 27 |
| (1) 水土保全林の区域 | 27 |
| (2) 森林と人との共生林の区域 | 27 |
| (3) 伐採方法その他施業を特定する必要のある森林の区域 | 27 |
| 別表 6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等 | 28 |
| 別表 7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の 所在及びその搬出方法 | 28 |
| 別表 8 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区 | 29 |
| 別表 9 林地保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分 及びその搬出方法 | 29 |
| 別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等 | 30 |
| 10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積 | 30 |

| | |
|---|----|
| 10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 | 30 |
| 10-3 指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 | 30 |
| 別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 | 31 |
| 別表 12 治山事業の数量 | 31 |
| 別表 13 法令により施業について制限を受けている森林 | 32 |

I 計画の大綱

1 自然的条件、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

本計画区は、江の川広域流域に属し、島根県中央部に位置する総面積 220千haの区域で県土の33%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、浜田市をはじめ3市3町です。

北東部は斐伊川森林計画区に、南東部は広島県の江の川上流森林計画区、南部は高津川森林計画区に接し、北西部は日本海に面しています。

イ 地勢

この地域は海岸部が丘陵地形、奥部には大佐山、天狗石山等900～1,200m級の山々が東西に連なり、中山間部から奥部にかけては小～中起伏状の急峻な山地地形を呈しています。特に、江の川、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川の本流は深く切れ込み、両岸山地は急峻です。

一方、これらの主要河川に流れ込む支流の下流部は、早瀬、滝が発達し、上部の山地地形の中には三原、出羽、矢上、安城等の盆地、丘陵地（いわゆる石見高原）が点在しています。

ウ 気候

過去10年間のこの地域（観測地点川本）における年平均気温は13.4～14.2℃、年間降水量は1,608～2,434mmの範囲にあります。また、平均最高積雪量は海岸部で30cm前後ですが、奥部では80cmを超える量があります。

エ 地質及び土壤

この地域の地質は、海岸部から中山間部にかけては変成岩類、火山岩類、深成岩類が錯綜し、複雑なものとなっていますが、奥部は、広く分布する中生代の酸性火山岩類の中に花崗岩類が点在するという、比較的単調な地質分布となっています。

面積的には、酸性火山岩類が最も広く分布し、ついで花崗岩類、変成岩類の順となっています。

土壤は、褐色森林土が90%を超え、その多くは酸性火山岩類を母材とする礫混じりの埴質な土壤です。その他の土壤としては、西部浜田市三隅町周辺の古生層山地に黄色系褐色森林土、大麻山塊を中心とする斑れい岩地帯に赤色土が分布します。また、中山間部から奥山間部にかけての安定した地形面には黒色土が分布しています。これらの土壤は全体に占める分布比率は少く、集中的に分布するのが特徴です。

地域としての林地生産力は「中」ですが、小起伏地、特に花崗岩地帯では未熟な土壤が多く生産力が低くなっています。また、江の川本流沿いなどの急峻な河壁斜面は土層が浅

く、林業生産には適さない林地も多くなっています。

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

本計画区内の土地利用の現況は、森林148千ha（84%）、農地6千ha（3%）、その他23千ha（13%）です。

イ 人口及び産業の状況

この地域の人口は120千人で県総人口の16%です。総就業人口は60千人で、産業別内訳は第一次産業が11%、第二次産業が30%、第三次産業が59%となっています。

ウ 交通の状況

日本海沿いを東西に走る国道9号を中心に、南北に浜田市から邑南町を経由して、中国自動車道に至る高規格道路である浜田自動車道をはじめ、国道186号、281号、375号、その他主要地方道がこの地域の基幹交通網を形成しています。また、近年、国道9号に変わる高規格道路である山陰自動車道の建設が進められています。

鉄道は、海岸沿いにJR山陰本線、江の川沿いに山陰・山陽を結ぶJR三江線があります。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

本計画区の森林面積は182千haで、林野率は83%となっており、このうち国有林（国有林野法第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地（計画対象外森林を除く）、以下同じ）は、本計画区の東部から南部にかけて所在し、その面積は11,212haで6%を占めています。

一部の国有林は、広島県境の中国山地に散在していますが、大部分は江の川沿いに団地を形成しており、水源かん養保安林が多く、水源かん養機能の発揮が期待されています。

また、三瓶山をはじめとして国立公園や国定公園等に含まれる箇所もあり、保健休養の場として多くの人に利用されています。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

国有林は、地域において国土保全、自然環境の保全、林産物の供給、農山村地域の産業の振興又は住民福祉の向上への寄与等重要な使命を担っているとともに、脊梁部の水源地帯や都市近郊に所在する国有林は、下流域の水源かん養や都市住民の保健休養の場としても重要な役割を果たしています。

また、近年、森林が生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸收・固定源として重要な役割を果たしていることについての認識が深くなってきたことに加え、森林の保健・文化・教育的な利用に対するニーズが、一層高度化、多様化するなど、森林の有する多面的機能の一層の発揮が求められています。

このような森林の果たす様々な機能を高度に発揮していくことに対する国民の期待の高まりに応え、木材等の多様な財及びサービスを持続的に供給するため、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営に努めることができます。

一方、森林資源の状況を見ると、人工林の多くが未だ間伐等の施業が必要な育成段階にありますが、高齢級の森林が増加しつつあり、これら人工林から生産される国産材の安定的な供給への期待が高まっています。また、一方で、森林に対する国民のニーズを踏まえた針広混交林化、広葉樹林化、長伐期化等多様な森林整備を推進するための分岐点となる時期にあります。

これらの人工林については、森林の有する多面的機能の発揮を図るため、必要な施業を適時・適切に行い、森林の健全性が確保されるようにしていく必要があります。また、我が国の森林は、急峻な山地や谷地、崖地が多い上に梅雨期、台風期等における集中豪雨等に見舞われやすい気候条件下にあること等から、山地災害等の未然防止を図る必要があります。さらに、野生鳥獣による森林被害防止のための総合的かつ効果的な対策を推進することが重要となっています。

このように、本計画区の森林は、戦後の積極的な人工林造成の結果、量的には充実しつつあり、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた林業の再生を図っていく重要な時期を迎えています。

このため、全国森林計画に即し、自然的条件、社会経済的背景及び地域の動向等を踏まえつつ、以下の考え方を基本として森林の整備及び保全の目的を明らかにして、国有林の地域別の森林計画を樹立します。なお、計画樹立に当たっては、民有林との緊密な連絡調整を図ります。

○ 公益的機能の発揮を図りつつ木材資源の効率的な循環・利用に対応します。

- ・従来から進めてきた若齢人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りを適切に実施を行いながら、立地条件や国民のニーズに応じて長伐期化や育成複層林へ計画的に誘導するとともに、天然生林の的確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的な充実を図ります。
- ・保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策により森林の保全の確保を図ることを基軸と

しつつ、森林の有する多面的機能のうち、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ります。

なお、このとき、すべての森林には多種多様な動植物や土壤生物が生息・生育しており、それら生態系の保全に配慮した施業を通じて異なった林齢の森林を造成すること等、生物多様性の保全に寄与することに留意します。

・京都議定書目標達成計画において定められた森林吸収量を確保するため、間伐等の森林整備の着実な実施や、保安林等の適切な管理の一層の推進を図ります。

○ 身近な森林でより生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、森林の癒し効果を活用した健康づくりの場、自然・環境・森林教育の場、林業を学ぶ場、野生鳥獣との共存の場、精神的な豊かさを養う場、ボランティア活動等による森林づくりの場、エコ・ツーリズムやグリーン・ツーリズムなど都市と山村の交流の場などとして森林空間を様々に利用する森林の総合利用に対応するとともに、景観の保全や都市部を中心とした花粉発生の抑制等の国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備及び保全を推進します。

○ 近畿中国森林管理局管内には、里山林や世界文化遺産が多いことから、次のことに取り組みます。

・住宅地、農地、産業用地等に接する都市近郊や中山間などの里山について、多様な生物の生息が可能となる森林の保全や造成、山地災害防止対策の充実、地域の生活と一体となった景観の保全・形成、防火機能の強化を図るなど、自然環境及び生活環境保全を重視した管理経営に努めます。

・世界文化遺産、国宝、重要文化財等に指定されている建造物等の維持、修繕のための資材の持続的な供給や背景林としての景観の保全、形成など文化財保全への貢献等を推進します。

○ さらに、上記の森林整備の展開に当たっては、施業の効率化・低コスト化を推進するための施業技術、路網と高性能林業機械との組合せによる低コスト路網生産システムの普及・定着等により生産流通及び加工段階における条件整備について関係者と一体となって積極的に取り組みます。

II 計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積

単位 : ha

| 区分 | | 総 数 | 国有林野 | 公有林野等 官行造林地 |
|-----------------------|-----|-----------|-----------|----------------|
| 総 数 | | 11,211.91 | 10,355.56 | 856.35 |
| 市 町 別 内 訳 | 浜田市 | 1,827.18 | 1,475.79 | 351.39 |
| | 大田市 | 1,571.23 | 1,388.89 | 182.34 |
| | 江津市 | 830.23 | 781.89 | 48.34 |
| | 川本町 | 1,250.12 | 1,240.65 | 9.47 |
| | 美郷町 | 4,619.09 | 4,412.50 | 206.59 |
| | 邑南町 | 1,114.06 | 1,055.84 | 58.22 |

注：1 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林です

2 森林計画図の縦覧場所

大阪市北区天満橋1丁目8-75

近畿中国森林管理局

島根県松江市内中原町207

島根森林管理署

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する以下の各機能について、その高度発揮が期待される森林は別表1のとおりとします。

ア 水源かん養機能

水資源を保持し渇水を緩和するとともに、洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面浸食等山地の荒廃を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全、形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能並びに自然環境を保全、形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた森林施業の実施や、森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。具体的は機能ごとの整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く繁っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

イ 森林整備及び保全の基本方針

(ア) 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林G I Sの効果的な活用を図ります。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化、木材等生産機能の各機能の高度発揮を図るため、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、併存する機能の発揮に配慮しつつ、地域の特性、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

- ・水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」
- ・保健・文化機能又は自然環境の維持機能を重視する「森林と人との共生林」
- ・木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分します。

さらに、この区分を踏まえ、

- ①育成单層林における保育・間伐の積極的な推進
- ②広葉樹林化、針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備
- ③天然生林の的確な保全管理
- ④保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策
- ⑤森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策
- ⑥花粉の少ないスギ品種等への転換などスギ等の花粉発生の抑制対策の推進

等に取り組み、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。

また、効率的な森林施業、森林の適切な管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備目標、公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着のほか農山村地域の振興にも寄与することに留意した整備に努めます。なお、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を行います。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能などの諸機能の高度発揮のため、治山事業の計画的な実施に取り組み、保安林の適正な整備に努めます。

(イ) 重視すべき機能に応じた森林区分ごとの整備方針

a 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定供給を確保する観点から、特に山地災害防止機能、水源かん養機能の発揮を重視する森林です。

森林の整備・保全に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壤の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林整備を推進するとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進します。

具体的には、育成单層林にあっては複層林施業、長伐期施業の推進及び天然生広葉樹を保残するなどの適正な伐採方法を採用するほか、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、立地条件に応じた育成複層林施業を推進し、また森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小、天然力を活用して導入された広葉樹の積極的な育成に配慮します。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源かん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

整備対象面積 おおむね 8,900 ha (前計画 おおむね 5,800ha)

b 森林と人の共生林

森林と人の共生林は、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人間との共生を図る観点から特に生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視する森林です。

森林の整備・保全に当たっては、多様な樹種・林相からなる森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、郷土樹種を主体とする森林等多様な森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物が生息又は生育している森林や、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林施業や森林の適切な保全を推進します。

具体的には、森林レクリエーション施設及びこれと一体となった森林の適切な整備、立地条件に応じた複層林施業、長伐期施業の推進及び適正な伐採方法を採用するほか、景観の向上を考慮した間伐等の実施、遮へい能力の高い森林を維持するための伐採・更新の計画的実施、野生生物の生息・生育環境の保全等に配慮します。

また、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林の保全等を推進します。

整備対象面積 おおむね 1,100 ha (前計画 おおむね 1,000ha)

c 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、国民生活に必要であり環境への負荷の少ない素材である木材を安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する森林です。

森林の整備・保全に当たっては、木材需要の動向、地域の森林構成等考慮のうえ、形質が良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進します。この場合、森林のもつ旺盛な成長力が二酸化炭素の吸収・固定に大きな役割を果たしていることにも留意します。

整備対象面積 おおむね 1,200 ha (前計画 おおむね 4,500ha)

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおりとします。

(3) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する事項

ア 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

なお、主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化及び長期化を図ります。

単位：年

| 地 区 | 樹 種 | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|--------------------|------|-------------|-----|-------|-------------|
| | ス ギ | ヒ ノ キ | サ ワ ラ | ア カ マ ツ ク ロ マ ツ | カラマツ | その他の 針葉樹 | ブ ナ | ク ヌ ギ | その他の 広葉樹 |
| 全 域 | 40 | 45 | 45 | 35 | 30 | 45 | 55 | 15 | 25 |

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

(ア) 皆伐を行う森林

a 皆伐新植を行う森林

(a) 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系、森林被害の発生状況等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大が十分期待できる森林について行います。

(b) 生産目標別の主伐の時期

皆伐による人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行いますが、本計画における樹種別、生産目標別の主伐の時期は、次のとおりとします。

| 地 区 | 樹 種 | 標準的な施業体系 | | | 主伐の時期 |
|-----|-------|----------|---------|----------|-------|
| | | 生 产 目 标 | 仕 立 方 法 | 期待径級(cm) | |
| 全 域 | ス ギ | 一般建築材 | 中 仕 立 | 22~26 | 45 |
| | ヒ ノ キ | 一般建築材 | 中 仕 立 | 18~22 | 50 |
| | | 心持柱材 | 密 仕 立 | 18~22 | 50 |

注：期待径級は利用径級を勘案し決定しています。

(c) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

①国有林（公有林野等官行造林地を除く）

<1> 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下（ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。）。他の制限林はその制限の範囲内とし、制限林以外の森林は、おおむね20ha以下としますが、特に「水土保全林」は、1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮します。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします（法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。）。

<2> 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要な尾根、斜面中腹、渓流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に「水土保全林」については天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。また新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむねうつ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すよう努めます。

<3> 積雪量100～250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残しますが、利用価値の高いものは択伐します。

<4> 上記多雪地帯で、傾斜25度以上の林地について必要な場合は防雪帯を設けます。

防雪帯は、傾斜長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度としますが、できるだけ傾斜の変化点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効率的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障とする立木はなるべく1m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

②公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。

b 皆伐天然更新を行う森林

(a) 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行います。

(b) 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及び種子の結

実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

(イ) 拗伐を行う森林

拘伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を拘伐と指定された林分であって、拘伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の成長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して拘伐率等を適切に定めます。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画します。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する事項

ア 造林樹種

(ア) 人工造林

人工造林において植栽すべき樹種は、土壤、地形等の自然条件を的確に把握したうえで、適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も適合した樹種を選定します。

(イ) 天然更新補助作業

天然更新補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とします。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とします。

(イ) その他の人工造林の標準的な植栽方法

a 地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。

b 植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まきつけを行うほか、必要な稚樹の刈出しを行います。

b 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採の方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壤条件等から、広葉樹の適地を対象としてぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。

c 留意事項

期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図ります。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林によるものは、原則として、2年以内とします。

エ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積

人工造林、天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画します。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間伐や保育を的確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意します。

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて実施します。

実施時期は、樹冠がうつ閉したことにより、下層植生の一部が消失若しくは消失する恐れのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

選木に当たっては、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

間伐率は、35%（材積率）を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

実施に当たっては、効率的に間伐を実施するため、立地条件等を考慮の上、列状間伐を推進します。

なお、間伐材の有効活用の観点から、民有林と連携した間伐の実施等による安定供給体制の整備、関係機関等への間伐材の利用促進の働きかけなど、間伐材の需要拡大に取り組みます。

イ 保育の標準的な方法

| 樹種 | 作業種 | 経過年数(年) | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| スギ ヒノキ | 下 刈 | 春植 | < | | | | | → | | | | | | | | | |
| | | 秋植 | | < | | | → | | | | | | | | | | |
| | | つる切 | | | | | | < | | | | | | | | | |
| | | 除伐 | | | | | | | | ← | | | | | | | → |

注：この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。

ウ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画します。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保全林」の区域

水土保全林の区域は、別表5－(1)のとおりとします。

水土保全林は、水源かん養機能、山地災害防止機能等公益的機能の高度発揮が求められている森林であって、森林の構成及び配置の状況、地域の要請等からみて当該施業を実施すべきものについて小班を単位として定めます。また、その配置は、管理経営の一体性を確保するため、できるだけまとまりをもたせます。ただし、治山事業施工地のように狭小な小班を単位として定めることに特別な意義を有する区域については、例外的に単独で区分します。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5－(2)のとおりとします。

森林と人との共生林は、生活環境保全機能、保健文化機能等公益的機能の高度発揮が求められる森林であって、森林の構成及び配置の状況、地域住民の意向等からみて、当該施業を実施すべきものについて、小班を単位として定めます。また、その配置は、管理経営の一体性を確保するため、できるだけまとまりをもたせます。ただし、保護林やレクリエーションの森のように、狭小な小班を単位として定めることに特別な意義を有する区域については、例外的に単独で区分します。。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当ありません。 (別表 5－(3))

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保全林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るとともに、生物多様性の保全に資するため、高齢級の森林への誘導や伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進します。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、育成単層林施業にあっては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を短縮するため、森林の面的広がりや林分のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散や伐採林齡の長期化を図るとともに、立地条件や国民のニーズに応じ、天然生広葉樹の育成等による針広混交林への誘導を図ります。

特に、森林の齢級構造、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために、必要かつ適切と見込まれる場合は、土壤の保全を図る観点から、伐採林齡を標準伐期齢の2倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する育成複層林施業を推進します。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導の際には、立地条件や国民のニーズに応じ、広葉樹の導入による針広混交林化を推進します。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進します。

具体的には、

(ア) 自然環境の保全を最も重視すべき森林

天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生息・生育地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ります。

(イ) 森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林

景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観を確保する必要のある森林における景観維持のための育成単層林施業等それぞれの目的に応じた施業の推進に努めます。また、森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出するほか、企業等の参画や地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

(ウ) 都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持ち、よりよい生活環境の維持及び創出に不可欠な森林

立地条件や国民のニーズ等に応じ、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法

該当ありません。

エ その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の整備に関する基本的な考え方

森林整備の目標の実現を図るため民有林と連携を図りながら路網の整備を一体的、効率的に推進します。

この場合、開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとします。

ア 水土保全林

水源かん養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道開設に伴う土砂の流出を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し、高密な路網を整備します。また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起らぬよう施設の整備を行います。

イ 森林と人との共生林

森林体験活動の場や健康づくりの場としての森林と人とのふれあいを重視する森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、森林の管理上必要最小限の整備とします。

ウ 資源の循環利用林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、路網整備を計画的に行います。

なお、上記区分ごとの林道開設に当たっては、森林の利用形態に応じた規格・構造の柔軟な選択、森林施業の優先順位に応じた整備を推進するとともに、森林へのアクセスを確保する骨格となる林道については、移動時間の短縮による森林整備の効率化に見合った規格・構造とします。さらに、コストの縮減を図りつつ、計画、設計、施工の全ての段階における周

囲の環境との調和を図ります。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図り、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林施業や育成複層林施業の対象地にあっては、林道、作業道及び集材路の適切な組み合わせによる林内路網の整備を推進し、おおむね50m/haを目安として整備するよう努めます。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等については、別表6のとおり計画します。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在 及びその搬出方法

該当ありません。 (別表7)

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

地域における林業事業体の育成・強化に当たっては、事業規模の拡大、機械装備の充実等による経営体质の強化とともに、これを通じた林業労働者の就労条件の整備が課題となっています。このため、民有林及び関係機関と連携して、共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化、安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、機械化促進に努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の確保、山村の生活基盤の整備等により、林業労働者の就労条件の整備に努め、林業従事者の養成、確保を図ります。

(2) 林業機械の導入の促進

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体质強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなっています。

このため、民有林及び関係機関と緊密な連携を図り、事業量の確保、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、効率的な作業システムに対応し得るよう、林道及び作業道、集材路を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための

路網への重点化を図ります。

(3) 路網の整備

効果的かつ効率的な森林施業の推進、高性能林業機械による低コスト路網生産システムの導入促進等のため、路網整備に努めます。

この際、トラック等の走行に用いる作業道については、計画的な森林施業の実施に合わせて整備し、高性能林業機械等の走行に用いる集材路については、近年の路網作設のための技術の向上を踏まえ、できるだけ簡易で耐久性のある構造での整備を推進します。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設の大型化・高性能化等による流通加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じて、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

国有林・民有林及び素材生産業者・流通業者が一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や共同出材等により、木材の産地・銘柄化を図るなど生産流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

流域森林・林業活性化協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の的確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を実現するため、国有林と民有林が連携して、間伐材の生産性向上とともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を強力に推進します。

(5) その他必要な事項

ア 新たな作業システムや技術の普及

森林の公益的機能に対する国民の要望に対応し、機能類型に応じた森林の保全、整備、利用を着実に図るため、新たな技術開発目標に基づき、試験地を設定するなど技術開発を計画的に推進します。また国有林野事業の中で、開発、改良された林業技術の普及に努めるとともに、民有林行政、試験研究機関等との連携を密接に取りながら、必要に応じて試験研究等へフィールドの提供等を行います。

特に、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着については、効果的かつ効率的な森林施業を推進する上で、重要な課題であることから、国有林として、実証試験等による技術開発の実施、モデル団地の設置、研修フィールドの提供や技術検討会の実施等に先導的・積極的な取組を行います。

イ 民有林と国有林との連携による森林施業の推進

森林吸収目標に必要な間伐を的確に実施し、木材を安定的に供給していくため、民有林との共同施業団地の設定に積極的に取り組み、地域の木材資源を取りまとめるとともに効率的な路網の整備を推進します。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区は、別表8のとおりとします。

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水資源のかん養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、次に掲げる保安林等の森林とします。

- ア 水源かん養保安林
- イ 土砂流出防備保安林
- ウ 土砂崩壊防備保安林
- エ 干害防備保安林
- オ 砂防指定地

(2) 林地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある林分及びその搬出方法

該当ありません。 (別表9)

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取、盛土を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的、内容等を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出、崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講じます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表10のとおり定めます。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当ありません。(別表11)

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量については、別表12のとおり計画します。

(4) その他必要な事項

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るために、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、渓間工、山腹工等の治山施設の整備を流域特性等に応じた形で計画的に推進します。

その中で、流域保全の観点からの関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた山地災害による被害を軽減する減災に向けた事業実施等の効率的な対策を講じます。その際、総合的なコスト縮減や豊かな環境づくりに努めます。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林は、別表13のとおりです。

ア 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその他施業に係る一般的な事項は、次のとおりとします。

(ア) 保安林

a 伐採方法

(a) 主伐

① 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

② 伐採することのできる立木の年齢

樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。

③ 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる1箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

④ 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択伐率を乗じて算出した材積以内とします。

(b) 間伐

① 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。

② 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

b 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

(1) 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等に従って施業を行います。

(2) 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

a 特別保護地区

原則として立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行いません。

ただし、次に掲げる場合にあっては、必要最小限の伐採を行うことができます。

(a) 災害又は被害の予防及び防御のため必要があるとき

(b) 学術研究又は試験に供するため必要があるとき

(c) 人工林又は单層林に類する幼齢林において、保育のため必要があるとき

(d) 景観の維持助長のため必要があるとき

b 第1種特別地域

(a) 第1種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単木択伐法を行うことができます。

(b) 単木択伐法は次により行います。

① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。

② 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。

c 第2種特別地域

(a) 第2種特別地域の森林施業は、択伐法とします。

ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。

(b) 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として単木
択伐法とします。

(c) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。

(d) 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とし
ます。

(e) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。

(f) 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。

① 1伐区の面積は2ha以内とします。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合
又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点が望見されない場合、
伐区面積を増大することができます。

② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。
この場合においても、伐区は努めて分散させます。

d 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限
を設けません。

(イ) 史跡名勝天然記念物に係る森林及び史跡名勝天然記念物保存のための地域内の森林

a 伐採は原則として禁伐とします。ただし、やむを得ない場合は文化財保護法又は県等の
定める文化財保護条例等に基づき、指定物件の景観を損なわぬよう配慮して伐採するこ
とができます。

b 更新は原則として現在樹種の天然更新で行います。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

森林の保護・管理については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設定、広葉樹林や針葉樹林
交林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対して抵抗性の高い
森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に
配慮して適時適切に行います。

(ア) 病虫害等については、周辺民有林と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び
早期防除に努めます。特にマツクイムシによる被害については、被害抑制のための健全
な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとと
もに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計
画的な転換を推進します。また、近年拡大傾向にあるカシノナガキクイムシによるナラ
枯れ被害についても、関係機関との連携の下、民有林と一体となった防除に努めます。

(イ) 本計画区には、大山隠岐国立公園等の自然公園及び三ツ石山野外スポーツ地域等のレ

クリエーションの森があり、観光及びレクリエーションのための入山者が多くなっています。このため山火事をはじめとする森林被害を未然に防止するため、林野巡視を行うとともに、森林標識の増設、入山者に対する愛林思想の普及等に取り組みます。

(ウ) 野生鳥獣による森林被害対策については、ニホンジカやツキノワグマによる食害、剥皮害はみられないものの、計画区内の生存が確認されており、県等の鳥獣保護管理施策と連携を図りつつ、現状の把握に努め、野生鳥獣との共存に配慮した森林の整備及び保全に取り組みます。

イ 森林の巡視に関する事項

山火事、森林病虫獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発用の標識の設置等に努めます。

(3) その他必要な事項

効果的かつ効率的な森林整備をするため、間伐の実施や多様な姿の森林への誘導に当たっては、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト路網生産システムの普及・定着や自然に生えてくる樹木を育てていく天然更新により森林をつくる技術の普及に取り組みます。

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 : ha

| 区分 | 森林機能区分 | 森 林 の 所 在 | 面 積 |
|------------------|----------|---|-------------|
| 総 数 | 水源 かん 養 | | 10, 583. 63 |
| | 山地災害防止 | | 1, 042. 33 |
| | 生活環境保全 | | 181. 45 |
| | 保 健 文 化 | | 1, 537. 48 |
| | 木材 等 生 産 | | 7, 927. 49 |
| 市 町 村 別 | 浜 田 市 | 水源 かん 養 285～288、305、306、1210～1213、 1220、1224、1226～1231 ※浜田市(旧旭町)1、2 ※押入山生産森林組合1 ※長者原山林共有者組合1 ※浜田市(旧弥栄村)5～9 | 1, 827. 18 |
| | | 山地災害防止 287、305、1220、1224 | 98. 35 |
| | | 生活環境保全 285～288 | 181. 45 |
| | | 保 健 文 化 285～288、1210、1211、1224、 1226～1231、 ※長者原山林共有者組合1 | 790. 64 |
| | | 木材 等 生 産 285～288、305、306、1210～1213、 1220、1224、1230、1231 ※浜田市(旧旭町)1、2 ※押入山生産森林組合1 ※長者原山林共有者組合1 ※浜田市(旧弥栄村)5～9 | 1, 095. 39 |
| 内 訳 | 大 田 市 | 水源 かん 養 11～13、15～22、1008、1009、 1040～1042 | 1, 388. 63 |
| | | 山地災害防止 11、13、15、18、1040～1042 | 121. 77 |
| | | 保 健 文 化 15～22、1042 | 601. 48 |
| | | 木材 等 生 産 11～13、17～20、1008、1009 1040～1042 ※大田市1～4、6～8、10～12 ※池田生産森林組合8 | 691. 41 |

| 区分 | | 森林機能区分 | 森林の所在 | 面積 |
|-------|-----|--------|--|----------|
| 市町別内訳 | 江津市 | 水源かん養 | 275~282、284、1225 | 719.98 |
| | | 山地災害防止 | 276、283 ※江津市2、4 | 123.51 |
| | | 木材等生産 | 275~284、1225 ※江津市2~4 ※浜田市1 | 542.71 |
| | 川本町 | 水源かん養 | 246、267~273、1205~1207、1222 | 1,014.10 |
| | | 山地災害防止 | 1205 | 27.01 |
| | | 木材等生産 | 246、267~273、1201~1207、1222 ※川本町5 | 1,048.45 |
| | 美郷町 | 水源かん養 | 202~208、210~227、233~257、 260~266、1223 ※美郷町5、6、16 | 4,519.68 |
| | | 山地災害防止 | 202~208、210、211、222、225、227、 233、235、237、240~242、245、252、 253、1223 ※美郷町16 | 655.53 |
| | | 保健文化 | 250~253 ※美郷町4~6、16 | 145.36 |
| | 邑南町 | 木材生産 | 202~208、210~227、233~257、 260~266、1223 ※美郷町1~6、8、15、16 | 3,857.36 |
| | | 水源かん養 | 302~304、307、1208、1209、 1214~1219、1221, ※新田鋼材KK1 ※岸根喜行外29名1 | 1,114.06 |
| | | 山地災害防止 | 1208、1216 | 16.16 |
| | | 木材等生産 | 302~304、307、1208、1209、1216、 1217、1219、1221 ※新田鋼材KK1 ※岸根喜行外29名1 | 692.17 |

注：※は公有林野等官行造林地

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

| 区分 | | 現況 | 計画期末 | 参考(現況) | | |
|-----------|--------------------------|-------|-------|--------|-----|----|
| 面積 | 育成単層林 | 7,794 | 7,156 | 水土 | 共生 | 循環 |
| | 育成複層林 | - | - | - | - | - |
| | 天然生林 | 3,053 | 3,053 | 2,540 | 513 | |
| | 森林蓄積(m ³ /ha) | 164 | 197 | | | |
| 林道整備率 (%) | | 56 | 56 | | | |

注：育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおり。

- ① 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により单一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）。
- ② 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐^{*2}等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層^{*3}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）。
- ③ 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ、維持する施業（天然生林施業）。
- ④ 現況については、平成21年3月31日現在の数値。

なお、「水土」は水土保全林、「共生」は森林と人の共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

※1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈り出し等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

※2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

※3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

| 区分 | 総数 | | | 主伐 | | | 間伐 | | |
|----|--------------|--------------|----------|--------------|--------------|----------|------------|------------|----------|
| | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 | 総数 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 総数 | (131) 405 | (130) 404 | (1) 1 | (130) 185 | (129) 184 | (1) 1 | (1) 220 | (1) 220 | (-) - |

注：()は公有林野等官行造林地で内書き。

別表4 人工造林、天然更新別の造林面積

| 区分 | | 人工造林 | 天然更新 |
|----|--|------|------|
| 総数 | | 159 | - |

別表5 公益的機能別施業森林の区域

(1) 水土保全林の区域

単位： ha

| 区 分 | 森 林 の 区 域 (該当林班) | 面 積 |
|-----------------------|---|----------|
| 総 数 | | 8,944.85 |
| 市 町 別 内 訳 | 浜 田 市 285～288、305、306、1210～1213、1220、1224、1230、1231 | 962.53 |
| | 大 田 市 11～13、1008、1009、1040～1042 | 787.41 |
| | 江 津 市 275～284、1225 | 711.69 |
| | 川 本 町 246、267～273、1201～1207、1222 | 1,205.97 |
| | 美 郷 町 202～208、210～227、233～257、260～266、1223 | 4,241.30 |
| | 邑 南 町 302～304、1208、1209、1214～1219、1221 | 1,035.95 |

(2) 森林と人との共生林の区域

単位： ha

| 区 分 | 森 林 の 区 域 (該当林班) | 面 積 |
|-----------------------|--|----------|
| 総 数 | | 1,107.08 |
| 市 町 別 内 訳 | 浜 田 市 305、306、1210、1211、1224、1226～1229 | 472.84 |
| | 大 田 市 15～22、1042 | 601.48 |
| | 美 郷 町 204、250～253 | 32.76 |

(3) 伐採方法その他施業を特定する必要のある森林の区域

該当ありません。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等単位：延長 km、面積 ha、材積 m³

| 開設 拡張 別 | 種 類 | 市町村 | 路 線 名 | 箇 所 数 及 び 延 長 | 利 用 区 域 | | | 備 考 | |
|---------------|--------|-----|-------------|---------------------|---------|--------|-------|-----|--|
| | | | | | 面 積 | 材 積 | | | |
| | | | | | | 針葉樹 | 広葉樹 | | |
| 開設 | 管理 | 美郷町 | 曲山林道224林班支線 | (1) 1.0 | 180 | 22,191 | 1,124 | | |
| | 計 | | | (1) 1.0 | | | | | |
| 拡張 | 管理 | 江津市 | 後畠林道支線 | (1) 0.05 | | | | | |
| | 基幹 | 美郷町 | 都賀行林道(竹山) | (1) 0.18 | | | | | |
| | 管理 | | 泉谷林道(花の谷) | (1) 0.05 | | | | | |
| | 計 | | | (4) 0.68 | | | | | |

注：（ ）は箇所数。種類欄の基幹は森林基幹道、管理は森林管理道を指す。

**別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を
特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法**

該当ありません。

**別表8 樹根及び表土の保全その他林地の
保全に特に留意すべき森林の地区**

単位：ha

| 市町村 | 所在地 | 面積 | 留意すべき事項 |
|-----|---|----------|--|
| | | | |
| 浜田市 | 285～288、305、306、1210、 1211、1220、1224、1226～1231 ※押入山生産森林組合1 ※長者原山林共有者組合1 ※浜田市(旧弥栄村)5～9 | 1,641.39 | 林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、開墾、その他土地の形質変更に当たっては十分留意する。 |
| 大田市 | 12、13、15～22、1009、 1040～1042 | 1,245.68 | |
| 江津市 | 275～284、1225 | 711.69 | |
| 川本町 | 246、267～273、1205～1207、 1222 | 813.65 | |
| 美郷町 | 202～208、210～227、233～238、 240～255、261～266、1223 ※美郷町5、6 | 4,168.54 | |
| 邑南町 | 302～304、1208、1209、 1214～1219、1221 ※新田鋼材KK1 ※岸根喜行外29名1 | 1,111.93 | |
| 計 | | 9,692.88 | |

注：※は公有林野等官行造林地

**別表9 林地の保全のため林産物の搬出方法を
特定する必要のある林分及びその搬出方法**

該当ありません。

別表10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 : ha

| 保安林の種類 | 面積 | 備考 |
|-----------------|--------|----|
| 保安林総数(実面積) | 10,601 | |
| 水源かん養のための保安林 | 10,513 | |
| 災害防備のための保安林 | 318 | |
| 保健、風致の保存のための保安林 | 600 | |

注： 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳に一致しないことがあります。

10-2 計画期間内において保安林の指定又は

解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

| 指定解除別 | 種類 | 森 林 の 所 在 | | 面 積 | 指定又は解除を必要とする理由 | 備 考 |
|--|-----|-------------------|-----|-----|----------------|-----|
| | | 市町村 | 区 域 | | | |
| 指 定 水 源 か ん 養 保 安 林 | 浜田市 | 1212、1213 | | 109 | 水源かん養のため | |
| | | 大田市 | | 143 | | |
| | 川本町 | 267～271、1201～1204 | | 559 | | |
| | 美郷町 | 256、257、260 | | 131 | | |
| | | 計 | | 942 | | |

10-3 指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 : ha

| 権限別 | 種類 | 伐採方法の変更面積 | 皆伐面積の変更面積 | 択伐率の変更面積 | 間伐率の変更面積 | 植栽の変更面積 |
|-----|-------|-----------|-----------|----------|----------|---------|
| 大臣 | 水源かん養 | | | | 281 | |
| | 干害の防備 | | | | 230 | |

**別表11 保安施設地区として指定することを
相当とする土地の所在及び面積等**
該当ありません。

別表12 治山事業の数量

単位：地区

| 森 林 の 所 在 | | 治 山 事 業 施工地区数 | 主 な 工 種 | 備 考 |
|-----------|---|------------------|--------------|-----|
| 市 町 村 | 区 域 | | | |
| 浜 田 市 | 287、288 | 2 | 渓間工 | |
| 江 津 市 | 277、278 | 2 | 渓間工 山腹工 | |
| 川 本 町 | 1007、1022 | 2 | 渓間工 | |
| 美 郷 町 | 219、225、227、233、235、 238、248～251、263 | 12 | 渓間工 本数調整伐 | |
| 計 | | 18 | | |

- 注：1 区域欄には、林班番号を記載。
 2 地区数欄には、林班数を記載。
 3 工種欄は、渓間工、山腹工、本数調整伐等を記載。

別表13 法令により施業について制限を受けている森林

単位 : ha

| 種類 | 森林の所在 | | 面積 | 備考 |
|-------------------|-------|--|----------|----|
| | 市町 | 区域 | | |
| 水源かん養保安林 | 浜田市 | 285～288、305、306、1210、 1211、1220、1224、 1226～1030、1231 ※押入山生産森林組合1 ※長者原山林共有者組合1 ※浜田市(旧弥栄村)5～9 | 1,636.35 | |
| | 大田市 | 12、13、15～22、1009、 1040～1042 | 1,242.76 | |
| | 江津市 | 275～282、284、1225 | 645.18 | |
| | 川本町 | 246、267、268、271～273 1205～1207、1222 | 786.19 | |
| | 美郷町 | 202～208、210～227、233～238 240～255、261～266、1223 ※美郷町5、6 | 4,150.46 | |
| | 邑南町 | 302～304、1208、1209、 1214～1219、1221 ※新田鋼材KK1 ※岸根善行外29名1 | 1,109.86 | |
| 土砂流出防備保 安林 | 川本町 | 1205 | 26.32 | |
| 土砂崩壊防備保 安林 | 江津市 | 283 | 61.91 | |
| 干害防備保安林 | 邑南町 | 1214、1215、1218、1219 | 229.32 | |
| 保健保安林 | 大田市 | 15～22 | 599.78 | |
| 砂防指定地 | 美郷町 | 241、1223 | 0.42 | |
| 国立公園 (特別保護地区) | 大田市 | 15 | 136.20 | |
| 国立公園 (第一種特別地域) | 大田市 | 16～22 | 142.85 | |
| 国立公園 (第二種特別地域) | 大田市 | 20、22 | 61.28 | |

| 種類 | 森林の所在 | | 面積 | 備考 |
|---------------------|-------|--|--------|----|
| | 市町 | 区域 | | |
| 国立公園 (第三種特別地域) | 大田市 | 16~20、22 | 259.53 | |
| | 美郷町 | ※美郷町5、6 | 52.52 | |
| 国定公園 (第一種特別地域) | 浜田市 | 1227 | 30.86 | |
| 国定公園 (第二種特別地域) | 浜田市 | 1210、1211 | 40.59 | |
| 国定公園 (第三種特別地域) | 浜田市 | 1210、1211、1228、1230、1231 ※長者原山林共有者組合1 | 205.25 | |
| 県立自然公園 (第三種特別地域) | 美郷町 | ※美郷町16 | 54.66 | |
| 史跡名勝 天然記念物 | 大田市 | 15、21、1042 | 123.05 | |

注：※は公有林野等官行造林地